

(新) 動物愛護管理制度強化対策費

10百万円(0百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

近年、都市化や核家族化の進展などから、ペットが生活の伴侶(コンパニオンアニマル)として考えられるようになるなど、飼養動物の愛護管理の重要性について、社会的関心が高まってきている。

このようなペットブームを背景として、ペットショップにおける不適切な飼養保管・販売方法、飼育動物による危害・迷惑問題等、改正動物愛護管理法(平成11年)における附帯決議で更なる検討が必要とされている課題のほか、動物愛護管理を巡る新たな問題も発生している。

また、実験動物や産業動物についても、国際的な水準の愛護管理のあり方が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、動物取扱業の施設・飼養保管・販売方法等、危険動物の飼養保管、多頭飼育に係る勧告、遺棄・虐待、実験動物・産業動物の飼養保管及び動物愛護推進員等に関する各基準等の策定や改訂を行う。

2. 事業計画

動物愛護管理制度の施行状況及び動物愛護管理の実態等に関する調査、海外の先進的事例の調査を行い、国際的な水準を見越した、よりわかりやすく実効性の高い基準等のあり方を検討し、各基準の策定又は改訂等を行う。

3. 施策の効果

国際的な水準を見越した実効性の高い基準等の確立による、人と動物との「より良い関係」の構築を推進する。

動物愛護管理制度強化対策費

現状と課題

- ・ ペットショップ等における不適切な飼養保管・販売実態の存在
- ・ 飼育動物による危害・迷惑問題の発生
- ・ 所有者不明の放棄・逸走動物（危険動物を含む）の慢性的発生
- ・ 実験動物・産業動物の福祉の向上を求める声の高まり

（動物の愛護管理を取り巻く諸情勢）

- ・ 附則・附帯決議に基づく所要の措置の検討が必要
- ・ 新生物多様性国家戦略における動物取扱業の適正化等の指摘
- ・ ペットブーム（1兆円市場）

改正・策定すべき基準等

動物取扱業の飼養保管基準の改正
危険動物の飼養保管ガイドラインの策定
多数の動物の飼養保管者に対する勧告のガイドラインの策定
遺棄及び虐待防止に関するガイドラインの策定
実験動物の飼養保管基準の改正
産業動物の飼養保管基準の改正
動物愛護推進員に関するガイドラインの策定

等

目標

人と動物との「より良い関係」の構築